年金分割制度の手続の流れ

３号分割だけの請求を行う場合

合意分割の請求を行う場合（同時に３号分割の請求を行う場合を含む）

合意分割に関する情報提供の請求

情報提供は、年金分割の請求手続をするにあたり、事前に必要な情報を当事者へ提供するものです。これは、年金分割の割合となる「按分割合」が自由に決めることができるものではなく、法律で定める範囲内になるように決めることとされているため、その範囲や分割の対象となる期間等の情報の提供を受けられるようにしたものです。

合意分割に関する情報提供

情報提供（「年金分割のための情報通知書」の交付）の方法については、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。

①当事者の二人が共同で請求した場合は、当事者それぞれへ提供します。
②当事者の一人が単独で請求した場合は、
ア.離婚等をしているときは、請求者と請求をしていないその相手方にも情報を提供します。
イ.離婚等をしていないときは、請求者のみに情報を提供します。

※年金試算額の提供について
希望する方については、年金分割をした場合の年金試算額を提供します。

「年金分割」について、当事者間の話合い

「按分割合」について、合意したとき

按分割合について、当事者間の話合いで合意が成立したときは、次に掲げるいずれかの書類を作成することになります。

① 公正証書の謄本又は抄録謄本
② 公証人の認証を受けた私署証書

「按分割合」について、合意できないとき

按分割合について、当事者間の話合いでは合意が成立しないときは、家庭裁判所における審判手続などの裁判手続を利用して按分割合を定めることができます。年金分割に関する裁判手続は、次のとおりです。

・審判手続（請求すべき按分割合に関する審判事件）
・調停手続（請求すべき按分割合に関する調停事件）
・離婚訴訟における附帯処分（標準報酬等の按分割合に関す処分）の手続

年金分割に係る審判の確定、調停の成立又は判決等

３号分割の請求

３号分割の請求は、国民年金第３号被保険者であった者から行うことができます。ただし、請求期限が定められており、原則として、離婚等をした日の翌日から起算して２年を経過したときは、請求することができません。

合意分割の請求

合意分割の請求は、当事者の一方だけで行うことができます。ただし、請求期限が定められており、原則として、離婚等をした日の翌日から起算して２年を経過したときは、請求することができません。

「標準報酬改定通知書」の交付

標準報酬等を２分の 1 に分割する改定等を行い、改定等後の標準報酬等について、３号分割の請求者とその相手方に対して、通知します。

「標準報酬改定通知書」の交付

按分割合に基づき当事者それぞれの標準報酬等の改定等を行い、改定等後の標準報酬等について、合意分割の請求者とその相手方に対して、通知します。